

I 交付金事業の実施状況

1. 交付金事業名及びその内容

岩手県電源立地地域対策交付金交付事業（西和賀町湯田農業者トレーニングセンター敷地内舗装路盤改良事業）

2. 交付金事業の開始及び完了月日

開 始 令和5年5月2日
完 了 令和5年8月7日

3. 交付金事業収支状況（明細は別紙のとおり）

4. 添付書類

- ① 補助金交付要綱、基金条例等の事業の概要が確認できる資料（申請書に添付している場合は除く。）
- ② その他、交付金事業の内容等を確認するために必要な資料
- ③ 間接補助事業を実施した場合にあっては、事業の内容等を確認するために必要な資料

（備考）仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」

II 総括表

(単位：円)

取入		支出	
イ 自己資金 ホ 交付金	2,875,200 6,576,000	交付金事業に要する経費 (うち交付対象経費)	9,451,200 (9,451,200)
合計	9,451,200	合計	9,451,200

(備考) 基金処分額、その他の収入は「二 その他」に記載すること。

III 個 表

1. 事業名（措置名） 岩手県電源立地地域対策交付金交付事業（西和賀町湯田農業者トレーニングセンター敷地内舗装路盤改良事業）

(単位：円)

費　　目		交付決定			実　績			差　額		
		交付金事業に要する経費	交付対象経費	交付金額	交付金事業に要する経費	交付対象経費	交付金額	交付金事業に要する経費	交付対象経費	交付金額
支出	イ 事業費 (1)工事費	9,530,400 9,530,400	9,530,400 9,530,400	6,576,000 6,576,000	9,451,200 9,451,200	9,451,200 9,451,200	6,576,000 6,576,000	△79,200 △79,200	△79,200 △79,200	0 0
	小計	9,530,400	9,530,400	6,576,000	9,451,200	9,451,200	6,576,000	△79,200	△79,200	0
	その他									
	合計	9,530,400	9,530,400	6,576,000	9,451,200	9,451,200	6,576,000	△79,200	△79,200	0
収入	イ 自己資金	2,954,400	2,954,400	0	2,875,200	2,875,200	0	△79,200	△79,200	0
	小計	2,954,400	2,954,400	0	2,875,200	2,875,200	0	△79,200	△79,200	0
	ホ 交付金	6,576,000	6,576,000	6,576,000	6,576,000	6,576,000	6,576,000	0	0	0
	合計	9,530,400	9,530,400	6,576,000	9,451,200	9,451,200	6,576,000	△79,200	△79,200	0

(備考) (1) 個別事業ごとに作成すること。

(2) 基金処分額、給付金、その他の収入は「ニ その他」に記載すること。

(3) 変更交付決定を受けた場合は、交付決定欄の各項目には変更交付決定された際に該当する金額を記載すること。

(4) 該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

IV 経費別内訳書

1. 事業名（措置名） 岩手県電源立地地域対策交付金交付事業（西和賀町湯田農業者トレーニングセンター敷地内舗装路盤改良事業）

イ 事業費

(1) 工事費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単価	契約者	契 約 年月日	実 績			完 了 年月日	支 払 年月日	交付金 充当額	備 考
						支 払 済額	支 払 義務額	計				
工事 (ズ ワーツ)	湯田農業者 トレーニン グセンター 敷地内舗装 路盤改良工 事	1式	9,451,200	(有)高幸 建設 代 表取締役 高橋 卓 也	R5.5.2	9,451,200		9,451,200	R5.8.7	R5.8.7	6,576,000	
計			9,451,200			9,451,200		9,451,200			6,576,000	

V 財産一覧表

岩手県補助金交付規則第19条の財産は、次のとおりである。

(単位：円)

財産の名称	仕 様	数 量	単 價	金 額	契約年月日	取得年月日	使 用 開 始 (予定) 年 月 日	交 付 金 充 当 額	保 管・設 置 場 所	耐 用 年 数	備 考
舗装路面	アスファルト 敷	1式	9,451,200	9,451,200	R5.5.2	R5.7.19	R5.7.19	6,576,000	西和賀町 湯本	10	
計				9,451,200				6,576,000			

(備考) 耐用年数の欄には電源立地地域対策交付金交付規則（平成19年3月31日文部科学省・経済産業省告示第2号）第25条第2項に基づく主務大臣が別に定める財産の処分制限期間を記載することとし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号）別表の処分制限期間（年）から準用して記載すること。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。